

○朝日町請負工事等指名競争入札参加者選定要綱

平成7年8月1日

訓令第7号

改正 平成22年11月1日告示第24号

(目的)

第1条 この要綱は、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事及びコンサルティング業務並びに製造(以下「建設工事等」という。)の適正な施工の確保と公正な発注を図るため、朝日町が発注する建設工事等に係る指名競争入札に参加する者の指名について必要な事項を定めるものとする。

(指名業者の決定)

第2条 業者の指名は、朝日町請負工事等指名審査会(以下「審査会」という。)において決定するものとする。

(指名基準)

第3条 審査会は、次の事項を考慮して指名業者を決定するものとする。

- (1) 契約しようとする建設工事等の技術的適性及び工事経歴
- (2) 契約しようとする建設工事等の実施場所及び地理的条件
- (3) 業者の手持ち工事の状況及び技術者数
- (4) 建設工事等の施工に際しての業者の不正、不誠実な行為の有無
- (5) その他安全管理、労働福祉の状況等審査会が必要と認める事項

2 コンサルティング業務(以下「業務委託」という。)の業者選定については、第1項に掲げる事項及び専門技術部門における専門資格者(建築士、技術士等)の設置状況を考慮して指名の決定を行うものとする。

(指名業者数)

第4条 審査会において指名する業者数は、次のとおりとする。ただし、審査会において必要があると認めたときは、必要に応じて増減することができる。

- (1) 建設業法第2条第1項に規定する建設工事等
  - ア 設計金額が5,000万円以上の工事等 10業者
  - イ 設計金額が3,000万円以上5,000万円未満の工事等 8業者
  - ウ 設計金額が1,000万円以上3,000万円未満の工事等 6業者
  - エ 設計金額が500万円以上1,000万円未満の工事等 5業者
  - オ 設計金額が300万円以上500万円未満の工事等 4業者

(2) 測量、調査、設計等

ア 設計金額が3,000万円以上の業務委託 8業者

イ 設計金額が1,000万円以上3,000万円未満の業務委託 6業者

ウ 設計金額が500万円以上1,000万円未満の業務委託 5業者

エ 設計金額が200万円以上500万円未満の業務委託 4業者

附 則

この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

附 則(平成22年告示第24号)

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。